



消防団充実強化に係る取組事例

NO.	19-1	分野	6. その他
地方公共団体名	山梨県甲府市	担当課	消防本部人事課
連絡先	Tel 222 - 4119 E-mail syouboudan@city.kofu.yamanashi.jp		
タイトル	消防団員の出会いをサポートする結婚支援事業		
取組の概要	<p>消防団員は、地域住民を災害から守るため、仕事と消防団活動を両立しながら活動しています。自分の仕事を抱えながらの消防団活動は非常に大変なことだと思います。そのような状況下で、消防団員が活動して行くには、家族のサポートが最重要となってきます。消防団員の中には、既婚の消防団員もいれば、独身の消防団員も多く在籍しています。</p> <p>甲府市消防団では、甲府市消防団に在籍する独身消防団員が結婚し、所帯を持ち、家族のサポートを受けながら心身ともに充実、安心して消防団活動に従事し、地域防災に万全を期すること、また、市民として団員として今後将来にわたり、地域に定着し根付いた活躍を期待し、団員離れの防止、団員確保、さらには地域の活性化を目的に消防団員結婚支援事業として独身の消防団員と独身女性との出会いをサポートする「紺かつ～あなたの力を消防団に～」を県の婚活サイトなどを利用して参加者を募集し平成25年度から2回実施、計5組のカップルが誕生しました。</p>		
			
その他参考情報			

消防団充実強化に係る取組事例

NO.	19 - 2	分野	1. 加入促進関係 (2) 若者関係
地方公共団体名	山梨県甲斐市	担当課	消防防災対策室
連絡先	Tel 055-278-1676 E-mail r-dohi23@city.kai.lg.jp		
タイトル	市の新採用職員を消防団で研修		

取組の概要

- 甲斐市では新規採用職員に対して2年間の消防団研修を行っている。
- 職員は地元での消防団活動を通して地域について深く理解することができ、消防団は若年層の人材不足を解消できている。



甲斐市消防団

入団研修報告書

平成26年3月
甲斐市

「消防団活動の経験」

甲斐市消防団職員第1分団第1部所属 准政課 秋山 公寛

甲斐市消防団員として活動する中で、本当に多くの経験をさせて頂いています。消防団の多岐にわたる活動の中で、様々な年代や職種の人と出会い、話を伺う機会が多くあったおかげで、思いがけないその地域の歴史を知ることができて、直接的に現在の自分の仕事に役立つこともありました。

消防団は火災時の緊急出動や火災予防の啓発活動といった防火活動はもちろんのこと、地域の防災訓練、芝焼きや祭りといった地域の行事に参加したり、市の行事の際にも活動します。地域の高に活動をする一言にいても、こんなに多岐にわたる活動を行う団員は少ないと思いますので、地域において本当にかたがえのない存在だと感じています。

この2年間を振り返り、その中で学ばせて頂いたことをこれからの業務や生活に生かしていきたいと思っています。

まず、大きな経験は夏の訓練についてです。1年目の夏は、新入団員で作った一隊で、分団・部を超えてご指導頂き、絶賛の顔に発表させていただきました。仕事をしながら週2～3日訓練に参加することは簡単な事ではありませんでした。しかし、同じ音楽を共にした仲間が出来たからこそ緊急時には、迅速に協力して活動ができるのだらうと実感するとともに、さらにもう一つ以上に挑戦したくなりました。


そこで、2年目となる今年度は、甲府地区消防団員訓練大会において、規律訓練の選手として参加させて頂きました。30人という集団が一つになるということがいかに難しいかという事はもちろん感じましたが、逆に毎週同じ訓練を行った30人の消防団員がいるということに頼もしさを感じました。

規律訓練は基礎だといわれますが、その通りだと思います。学生の時に、体育の授業で行った集団行動には、正直あまり必要性を感じなかったのを覚えていますが、社会に出てからは日々の仕事でも消防団活動でも、「自分」がいかに周りの人を支えられて集団の中で生きているかということを感じているので、規律訓練は難しくも充実した訓練となりました。

その他参考情報

○ <http://www.city.kai.yamanashi.jp/docs/2014050800013/>

消防団充実強化に係る取組事例

NO.	19 - 3	分野	2. 処遇改善関係 (1) 消防団応援の店関係	
地方公共団体名	山梨県富士川町	担当課	防災課	
連絡先	Tel 0556 - 22 - 7218 E-mail mochizuki-yut@town.fujikawa.lg.jp			
タイトル	富士川町消防団サポート事業			
取組の概要	<p>○消防団サポート店(優遇措置を長期間(6か月以上)行って頂ける店舗、事業所)として登録をいただいた事業所に、消防団員が「消防団員証」【下図】を提示することで、各事業所が事前に定めた各種サービスを受けられる制度である。</p> <p>○消防団サポート店の登録数増加のため、消防団員や商工会を通して呼び掛けを行っている。 H27. 4.1 時点で 14 の事業所が登録済み。</p> <p>○優遇措置の一例として ・購入代金の 5% 割引 ・小鉢サービス ・ワンドリンクサービス ・点検、車検時オイル交換無料など</p>			
		<p style="text-align: center;">富士川町消防団員証 第 分団 富士川 太郎</p> <p>上記の者は富士川町消防団員であることを証明する。 平成 年4月1日</p> <p style="text-align: center;">富士川町消防団長</p>		
【サポート店表示証(各店に掲示してもらう)】		【各団員に配布する団員証】		
<p>その他参考情報</p> <p>http://www.town.fujikawa.yamanashi.jp/bosai/bosaibohan/2014-0702-1401-2.html (富士川町HP掲載)</p>				